総社市心身障害者医療費給付条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月30日

総計市長 片 岡 聡 一

総社市規則第29号

総社市心身障害者医療費給付条例施行規則等の一部を改正する規則

(総社市心身障害者医療費給付条例施行規則の一部改正)

第1条 総社市心身障害者医療費給付条例施行規則(平成17年総社市規則第90号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後 改 正 前

(受給資格証の交付等)

- 第4条 条例第5条及び第6条第3項の規定による申請は、心身障害者医療費受給資格証交付(更新)申請書<u>(以下「受給資格証交付(更新)申請書」という。)</u>に条例第2条第1項に掲げる医療保険各法による被保険者証を添えて行うものとする。
- 2 市長は、前項の受給資格証交付(更新)申請書の提出を受けたときは、 その適否について審査を行い、適当と認めた者については、心身障害者医 療費受給資格証交付台帳に記載し、加入保険により区分して心身障害者医 療費受給資格証(別記様式。以下「受給資格証」という。)を交付し、不 適当と認めた者については、心身障害者医療費受給資格証交付(更新)申 請却下通知書により当該申請者にその旨を通知するものとする。

3 略

(医療費支払の特例)

第7条 条例第10条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に <u>掲げるもの</u>とする。

(受給資格証の交付等)

- 第4条 条例第5条及び第6条第3項の規定による申請は、心身障害者医療 費受給資格証交付(更新)申請書に医療保険各法による被保険者証を添え て行うものとする。
- 2 市長は、前項の<u>申請書</u>の提出を受けたときは、その適否について審査を 行い、適当と認めた者については、心身障害者医療費受給資格証交付台帳 に記載し、心身障害者医療費受給資格証(別記様式。以下「受給資格証」 という。)を交付し、不適当と認めた者については、心身障害者医療費受 給資格証交付(更新)申請却下通知書により当該申請者にその旨を通知す るものとする。

3 略

(医療費支払の特例)

第7条 条例第10条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、次の 各号に掲げる場合とする。

改 正 後

 $(1)\sim(7)$ 略

(医療費給付申請の方法)

第8条 略

2 略

3 前条第5号に規定する給付を申請する場合は、心身障害者医療費一部負担限度額差額給付申請書(以下「差額給付申請書」という。)に、医療機関等が発行する療養を受けた日の属する1箇月分の領収書を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、市長が認めるときは、当該領収書の添付を省略することができる。

4 略

(届出)

第10条 条例第12条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

 $(1)\sim(7)$ 略

 $2 \sim 4$ 略

別表第1 (第2条関係)

所得区分

略

備考 この表において「受給資格者と生計を一にする者」とは、当該受給資格者の加入している医療保険各法(国民健康保険法及び高齢者医療確保法を除く。)に規定による被保険者(当該受給資格者以外の者であって、かつ、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者(同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。)、船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者、国家公務員共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく組合員、私立学校職員共済制度の加入者又は健康保険法第126条の規定に基づき日雇特例被保険者手帳の交付を受けその手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者をいう。)又は当該受給資格者の加入している国民健康保険法及び高齢者医療確保法の規定による被保険者(当該受給資格者以外の者であって、かつ、当該受給資格者と同一の世帯に属する者に限る。)並びに

改 正 前

 $(1)\sim(7)$ 略

(医療費給付申請の方法)

第8条 略

2 略

3 前条第5号に規定する給付を申請する場合は、心身障害者医療費一部負担限度額差額給付申請書(以下「差額給付申請書」という。)に、医療機関等が発行する療養を受けた日の属する1箇月分の領収書を添付して、市長に申請しなければならない。

4 略

(届出)

第10条 条例第12条に規定する規則で定める事項は、<u>次の各号に掲げる</u> 事項とする。

 $(1)\sim(7)$ 略

 $2\sim4$ 略

別表第1 (第2条関係)

所得区分

略

備考 この表において「受給資格者と生計を一にする者」とは、当該受給資格者の加入している医療保険各法(国民健康保険法及び高齢者医療確保法を除く。)に規定による被保険者(当該受給資格者以外の者であって、かつ、健康保険法の規定による被保険者(同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。)、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく組合員、私立学校職員共済制度の加入者又は健康保険法第126条の規定に基づき日雇特例被保険者手帳の交付を受けその手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者をいう。)又は当該受給資格者の加入している国民健康保険法及び高齢者医療確保法の規定による被保険者(当該受給資格者以外の者であって、かつ、当該受給資格者と同一の世帯に属する者に限る。)並びに当該受給資格者と同一の住民基本台帳上の世帯に属するものをいう。

改 正 後	改 正 前
当該受給資格者と同一の住民基本台帳上の世帯に属するものをいう。	

(総社市心身障害者医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 総社市心身障害者医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則(平成18年総社市規則第47号)を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 この規則による改正後の総社市心身障害者医療費給付条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、この規則による平成21年7月1日から平成28年6月30日までの間に行われる療養に要する費用についての新規則第2条の規定による負担上限月額の適用については、新規則別表第2中「4,000円」とあるのは「2,000円」と、「2,000円」とあるのは「1,000円」と読み替えるものとする。3~6 略	1

附則

この規則は,公布の日から施行する。